

令和5年5月2日

保護者 殿

井原市教育委員会教育長 伊藤 祐二郎
井原市立木之子中学校長 今井 浩

5類感染症への移行後の学校（園）における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より、本市の教育活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律上の5類感染症に移行することとなります。

つきましては、今後下記のとおり対応することとしますのでご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校（園）における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 5類感染症への移行後においても、次のような対策を講じます。

- ・家庭との連携による園児児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

(2) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とします。

(3) 地域や学校（園）において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・園児児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じる場合があります。

2 学校（園）における出席停止措置の取り扱いについて

園児児童生徒の感染が確認された場合、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止の措置を講じます。（季節性インフルエンザと同様の対応です。）

3 出席停止の期間について

(1) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。

(2) 無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

※ 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

4 その他

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養し、無理をして登校（園）しないようお願いいたします。（登校園を一律に制限するものではありません。）
- ・濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われなかったこと等から、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない園児児童生徒については、出席停止の対象とはなりません。
- ・園児児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、臨時休業の判断を行う場合があります。
- ・これまで、休日及び夜間に園児児童生徒の感染が判明した場合には、井原市役所当直への連絡をお願いしていましたが、5月3日以降は休日及び夜間の連絡の必要はありません。電話受付時間内に学校園に連絡してください。